



木質ペレットストーブ設置に補助金を交付します

問 水産林務課水産林務係（第2庁舎 ☎23-3331 内線535）

木質ペレットって？

木の成長を促すため、森林の一部を間引く「間伐」で発生する木材を粉状にした上で、圧力をかけて成型した木質燃料です。

木質ペレットは、薪に比べて小型で軽く一定の硬さがあります。

また、木質ペレットの二酸化炭素排出量は、石油の約5分の1、電気の約10分の1とされており、環境にやさしい燃料として注目を集めています。



助成の方法

市では、「地球温暖化防止対策」を積極的に進めるため、木質ペレットストーブを設置された方に補助金を交付しています。

補助台数 6台分（先着順）

補助対象

- 市内在住の方
- 市内に事業所がある法人

補助対象経費

木質ペレットストーブ本体1台分の購入経費の一部（本体は新品に限る、薪兼用ストーブは対象外）

補助金額

補助対象経費の2分の1以内
（上限15万円、千円未満切り捨て）



「伊達市民活動ガイド」更新のお願い

問 企画課企画調整係（市役所2階 ☎23-3331 内線212）

市では、地域での市民活動に参加したい方への情報提供の一環として、市内で活動している「文化」・「スポーツ」・「ボランティア」などのサークルや団体を紹介するガイドブックを作成し、市ホームページでも紹介しています。

今回、ホームページに掲載している各種団体の情報を更新するために、活動内容などの確認をしますので、ご協力をお願いします。

新しく掲載したいというサークルや団体がいらっしゃいましたら、担当までご連絡ください。

※活動内容などの確認に伴う実務は、業務委託先の（株）アップデート（末永町）が行います

期間 1月上旬～中旬（予定）

内容確認の方法

書面での通知か電話での問い合わせ





暮らしの法律講座 林弁護士に聞いてみよう

問 市民課市民係（市役所1階⑩番窓口☎23-3331 内線273）



伊達噴火湾法律事務所
弁護士 林 正 樹

第23回 早めのご相談を！！～「予防」の重要性～

私の事務所に相談に訪れる方の多くは、現在進行形でトラブルを抱えた状態で来られます。

弁護士の仕事は「トラブルを解決すること」なので、当たり前と言えば当たり前のことですが、トラブルが発生してしまってから解決しようとする多くの犠牲を払わなければなりません。

①金銭的な犠牲（負担）

裁判費用、弁護士費用がかかります。

②時間的な犠牲

裁判ともなれば月単位、場合によっては年単位の時間がかかります。

③心理的な犠牲

トラブルが解決するまで、心理的なストレスを抱えたまま時間を過ごすことになってしまいます。

裁判になった場合、負けたときはそのショックは大きいでしょうし、勝ったとしても親族関係の崩壊（遺産分割事件、離婚事件）、友人関係の崩壊（友人間でお金の貸し借り）などの副作用が残りますので、晴れやかな気持ちにならないことが多いのです。

だからこそ、トラブルが発生する前に事前に相談することが肝要なのです。

病気と同じで、トラブルも「予防」しましょう。



高額介護合算療養費のお知らせ

問 保険医療課医療給付係（市役所1階③番窓口☎23-3331 内線280・287）

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です

同じ世帯の被保険者が、1年間（8月1日から翌年7月31日）に支払った「後期高齢者医療制度」と「介護保険」の自己負担額の合計が限度額を超えたとき、その超えた額が北海道国民健康保険連合会から支給されます。

該当する方には、北海道後期高齢者医療広域連合からの通知が届きますので、内容を確認して市窓口へ申請をしてください。



※後期高齢者医療制度か介護保険の自己負担額のうちらが0円の場合は対象になりません

※支給額が500円以下の場合には支給されません

医療費通知の送付について

北海道後期高齢者医療広域連合では、発行を希望する方に医療費を半年ごとにまとめた「医療費通知」を送付しています。次回は平成26年3月末（平成25年7～12月診療分）です。

ご希望の方は、市担当か北海道後期高齢者医療広域連合へご連絡ください。

※通知書の発行を依頼済みの方は継続して送付されます

※確定申告の「医療費控除」に必要な領収書の代わりにすることはできません